

平成28年度岡山市人事行政の運営等の状況について

目次

I 人事行政の運営の状況

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の人事評価の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の休業の状況
- 6 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 7 職員のサービスの状況
- 8 職員の退職管理の状況
- 9 職員の研修の状況
- 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

II 人事委員会の業務の状況

- 1 職員の競争試験及び選考の状況
- 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- 3 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 4 不利益処分に関する審査請求の状況

I 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免状況

職員の採用及び退職の状況（平成28年度中）

| 区分 | 採用(人) | 退職 | | |
|-------|-------|-------|---------|------|
| | | 定年(人) | 定年以外(人) | 計(人) |
| 一般行政職 | 191 | 75 | 69 | 144 |
| 消防職 | 30 | 11 | 7 | 18 |
| 技能労務職 | 11 | 28 | 3 | 31 |
| 教育職 | 179 | 17 | 24 | 41 |
| 医療職 | 14 | 5 | 10 | 15 |
| 計 | 425 | 136 | 113 | 249 |

※ 採用は、H28.4.2～H29.4.1の採用者数。退職は、H28.4.1～H29.3.31の退職者数。

採用者数には、旧県費負担教職員を含む。

(2) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況（各年4月1日現在。▲はマイナス）

| 部 門 | | 区 分 | 職員数(人) | | | 対前年増減数(人) | | |
|---------------|-------------|-------|--------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | | | 平27 | 平28 | 平29 | 平27 | 平28 | 平29 |
| 普 通 会 計 | 福祉関係を除く一般行政 | 議 会 | 31 | 30 | 30 | 0 | ▲ 1 | 0 |
| | | 総務・企画 | 648 | 658 | 653 | ▲ 17 | 10 | ▲ 5 |
| | | 税 務 | 183 | 184 | 188 | ▲ 1 | 1 | 4 |
| | | 労 働 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| | | 農林水産 | 115 | 117 | 118 | ▲ 3 | 2 | 1 |
| | | 商 工 | 42 | 43 | 43 | 2 | 1 | 0 |
| | | 土 木 | 404 | 398 | 398 | ▲ 4 | ▲ 6 | 0 |
| | 小 計 | 1,426 | 1,433 | 1,433 | ▲ 23 | 7 | 0 | |
| | 福祉関係 | 民 生 | 1,120 | 1,140 | 1,172 | 20 | 20 | 32 |
| | | 衛 生 | 700 | 679 | 671 | ▲ 10 | ▲ 21 | ▲ 8 |
| | | 小 計 | 1,820 | 1,819 | 1,843 | 10 | ▲ 1 | 24 |
| | 一般行政計 | | 3,246 | 3,252 | 3,276 | ▲ 13 | 6 | 24 |
| | 教 育 | | 784 | 769 | 3,859 | ▲ 13 | ▲ 15 | 3,090 |
| | 警 察 | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 消 防 | | 690 | 693 | 705 | 8 | 3 | 12 | |
| 普通会計計 | | 4,720 | 4,714 | 7,840 | ▲ 18 | ▲ 6 | 3,126 | |
| 公 営 企 業 等 会 計 | 病 院 | - | - | - | 0 | 0 | 0 | |
| | 水 道 | 335 | 329 | 327 | 1 | ▲ 6 | ▲ 2 | |
| | 下 水 道 | 126 | 125 | 125 | ▲ 2 | ▲ 1 | 0 | |
| | 交 通 | | | | 0 | 0 | 0 | |
| | そ の 他 | 136 | 137 | 141 | ▲ 2 | 1 | 4 | |
| 公営企業等会計計 | | 597 | 591 | 593 | ▲ 3 | ▲ 6 | 2 | |
| 総 合 計 | | 5,317 | 5,305 | 8,433 | ▲ 20 | ▲ 12 | 3,128 | |

※ 平成29年4月1日現在の条例定数は9,184人である。

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、短時間勤務職員、臨時的任用職員及び嘱託員を除く。(以下、②及び③について同様とする。)

② 部門別職員数の主な増減理由（▲はマイナス）

| 部 門 | | 区 分 | 増減数 (人) | 主な増減理由 |
|------------------|---|-------|-------------------------|--|
| 普 通 会 計 | 福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政 | 議 会 | 0 | |
| | | 総務・企画 | ▲ 5 | 総合計画策定部門の減員 総務部門の効率化に伴う減員 |
| | | 税 務 | 4 | 税務部門の体制強化に伴う増員 |
| | | 労 働 | 0 | |
| | | 農林水産 | 1 | 農林水産部門の体制整備に伴う増員 |
| | | 商 工 | 0 | |
| | | 土 木 | 0 | |
| | 福 祉 関 係 | 民 生 | 32 | 保育園・認定こども園の体制強化に伴う増員 |
| | | 衛 生 | ▲ 8 | 業務の効率化に伴う減員 岡山市立総合医療センターへの派遣終了に伴う減員 |
| | | 教 育 | 3090 | 県費負担教職員の移管に伴う増員 |
| | 公 営 企 業 等 会 計 | 警 察 | 0 | |
| | | 消 防 | 12 | 消防体制の強化に伴う増員 |
| | | 病 院 | 0 | |
| 水 道 | | ▲ 2 | 業務の民間委託に伴う減員 | |
| 下 水 道 | | 0 | | |
| | 交 通 | 0 | | |
| | そ の 他 | 4 | 国保年金業務・介護保険業務の体制強化に伴う増員 | |

③ 再任用短時間勤務職員数の状況（平成29年4月1日現在。）

| 区分 | 人数(人) |
|------------|-------|
| 再任用短時間勤務職員 | 398 |

(3) 今後の定員管理について

これまでの取り組みに引き続き、施策の重要度・優先度等を勘案しながら、行政の合理化・能率化を図りつつ、適正な定員管理に取り組んでいくこととする。また、中長期的な総職員数抑制の方向を維持しながら、必要な人員を確保する計画的な採用を行うとともに、政策実現のためのメリハリのある人員の再配置を行う。

具体的な考え方として、①政策の実現や新たな行政需要への的確な対応。②法令等の配置基準への優先的な対応。③市有施設の民営化・統廃合、民間活力の活用等による職員配置の見直し。④ICTの利活用など業務改善による効率化。⑤技能労務職の採用抑制（原則、退職不補充）。⑥多様な雇用形態の活用を掲げ、人員の再配置による定員管理の適正化を図る。また、職員採用計画で育児休業取得者数を考慮することにより、ワークライフバランスの実現に配慮した職場環境をつくることとする。

職員数の目安については、平成33年4月1日時点において、総職員数8,460人程度（育休代替に係る職員数を含む。）とする。

2 職員の人事評価の状況

職員の職務遂行上見られた職務に対する取り組み姿勢、能力及び仕事の実績について、客観的かつ継続的に把握し、統一的基準で公正に評価し、その結果を個々の職員に応じた人材育成、適正な任用及び給与制度、能力を最大限に発揮できる配置等に反映させることにより、職員一人ひとりの意識改革を促すとともに、組織の活性化につなげることを目的として、人事評価を定期的実施している。

評価の種類は以下の通りである。

(1) 人事評価

職務遂行にあたり実際に職務上とられた行動を基に「姿勢」、「能力」、「実績」について評価する。

(2) 目標管理

被評価者が果たすべき役割を明確化するとともに目標を設定し、その達成状況を評価する。
(課長級以上が対象)

3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況(普通会計決算)

| 区分 | 住民基本台帳人口 | 歳出額 | 実質収支 | 人件費 | 人件費率 | (参考) |
|--------|----------------|-------------|-----------|------------|------|-----------------|
| | (平成28年1月31日現在) | A | | B | B/A | 平成26年度の 人件費率 |
| 平成27年度 | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| | 707,474 | 277,860,652 | 7,158,563 | 44,946,379 | 16.2 | 15.6 |

(注) 1 人件費には、市長、議員などの給与、報酬を含んでいる。

2 人件費に事業費支弁を含んだ場合は45,805,539千円(人件費比率16.5%)。

② 職員給与費の状況(普通会計決算)

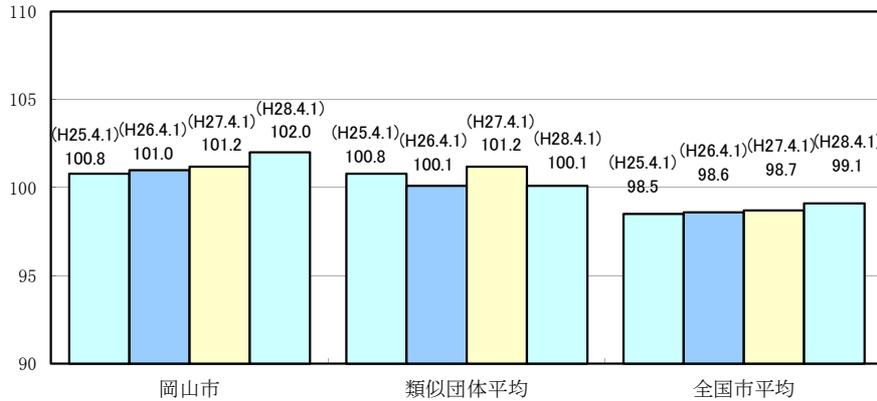
| 区分 | 職員数 A | 給与費 | | | | 一人当たり | (参考)指定都市平均 |
|--------|----------|------------|-----------|-----------|------------|---------|------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | 給与費 B/A | 一人当たり給与費 |
| 平成27年度 | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 4,718 | 19,058,756 | 4,675,278 | 7,539,359 | 31,273,393 | 6,629 | 6,832 |

(注) 1 職員手当とは、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当などの諸手当であり、退職手当は含まない。

2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

③ ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数の数値の動向については、今後とも数値の変動を注視しながら、国、他の自治体の数値なども十分考慮した中で対応していきたい。

④ 給与改定の状況

ア 月例給

| 区 分 | 人事委員会の勧告 | | | | 給与改定率 | (参考) 国の改定率 |
|------|--------------|--------------|-----------------------|-------------|-----------|---------------|
| | 民間給与 A | 公務員給与 B | 較差 A-B | 勧告 (改定率) | | |
| 28年度 | 円 399,267 | 円 399,072 | 円 195 (0.05 %) | % 0 | % 0.00 | % 0.17 |

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイル比較した平均給与月額である。

イ 特別給(期末・勤勉手当)

| 区 分 | 人事委員会の勧告 | | | | 年間支給月数 | (参考) 国の年間 支給月数 |
|------|------------------|-------------------|-----------|--------------|-----------|----------------------|
| | 民間の支給 割合 A | 公務員の 支給月数 B | 較差 A-B | 勧告 (改定月数) | | |
| 28年度 | 月 4.30 | 月 4.20 | 月 0.10 | 月 0.10 | 月 4.30 | 月 4.30 |

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

⑤ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

(概要) 国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。高齢層については最大4%引き下げ。
 激変緩和のため、5年間(平成33年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。(医療職給料表(1)を除く)

イ 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準3%に対し、岡山市においても3%を支給。
 (実施時期) 平成26年4月1日より実施。平成28年4月1日時点は3%を支給。

| | 平成26年度の 支給割合 | 平成27年度の実給割合 | | 平成28年度の 支給割合 |
|------------|-----------------|-------------|-------|-----------------|
| | | 4月1日時点 | 遡及改定後 | |
| 国基準による支給割合 | 2.94% | 3% | 3% | 3% |
| 岡山市の実給割合 | 3% | 3% | 3% | 3% |

ウ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

ア 一般行政職

| 区 分 | 平均年齢 (歳) | 平均給料月額 (円) | 平均給与月額 (円) | 平均給与月額(円) (国ベース) |
|----------|-------------|---------------|---------------|---------------------|
| 岡山市 | 45.2 | 354,800 | 449,031 | 399,042 |
| 岡山県(削減後) | 43.5 | 337,937 | 422,364 | 368,812 |
| 国 | 43.6 | 331,816 | — | 410,984 |
| 類似団体 | 41.8 | 322,674 | 443,083 | 383,764 |

イ 技能労務職

| 区 分 | 公 務 員 | | | | | 民 間 | | | 参 考 |
|---------------|-------------|------------|---------------|-------------------|-------------------------|-----------------|-------------|-----------------------|-----|
| | 平均年齢 (歳) | 職員数 (人) | 平均給料月額 (円) | 平均給与月額 (円) (A) | 平均給与月額 (国ベース) (円) | 対応する民間 の類似職種 | 平均年齢 (歳) | 平均給与月 額 (円) (B) | A/B |
| 岡山市 | 42.7 | 288 | 308,900 | 371,669 | 335,458 | — | — | — | — |
| うち 清掃職員 | 43.5 | 106 | 320,800 | 422,295 | 354,865 | 廃棄物処理 業従業員 | 45.3 | 290,300 | 1.5 |
| うち 学校給食調理員 | 40.3 | 74 | 289,500 | 317,739 | 309,775 | 調理師 | 42.5 | 223,000 | 1.4 |
| うち 守衛 | — | — | — | — | — | 守衛 | — | — | — |
| うち 用務員 | 44.3 | 33 | 313,800 | 348,527 | 338,651 | 用務員 | 55.2 | 199,900 | 1.7 |
| うち 自動車運転手 | — | — | — | — | — | 自家用自動車 運転者 | — | — | — |
| うち 電話交換手 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| うち その他 | 43.2 | 75 | 309,000 | 363,858 | 331,996 | — | — | — | — |
| 岡山県 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 国 | 50.4 | 2,876 | 287,447 | — | 329,358 | — | — | — | — |
| 類似団体 | 48.7 | 1,201 | 318,829 | 407,233 | 376,189 | — | — | — | — |

(注) 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク*」としている。以降も同様に扱う。

| 区分 | 参 考 | | |
|---------------|---------------|------------|-----|
| | 年収ベース（試算値）の比較 | | |
| | 公務員 (円) (C) | 民間 (円) (D) | C/D |
| 岡山市 | — | — | — |
| うち 清掃職員 | 6,618,440 | 3,968,100 | 1.7 |
| うち 学校給食調理員 | 5,151,568 | 3,113,100 | 1.7 |
| うち 守衛 | — | — | — |
| うち 用務員 | 5,653,924 | 2,732,900 | 2.1 |
| うち 自動車運転手 | — | — | — |
| うち 電話交換手 | — | — | — |

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成25年～平成27年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 医療職(看護保健職)

| 区 分 | 平均年齢 (歳) | 平均給料月額 (円) | 平均給与月額 (円) | 平均給与月額(円) (国ベース) |
|------|-------------|---------------|---------------|---------------------|
| 岡山市 | 35.3 | 280,800 | 326,780 | 300,136 |
| 国 | 46.9 | 314,264 | — | 346,820 |
| 類似団体 | 40.7 | 314,153 | 414,030 | 361,967 |

④教育職(幼稚園教諭)

| 区 分 | 平均年齢 (歳) | 平均給料月額 (円) | 平均給与月額 (円) |
|----------|-------------|---------------|---------------|
| 岡山市 | 39.6 | 325,000 | 363,539 |
| 岡山県(削減後) | 43.0 | 368,124 | 404,094 |
| 類似団体 | 38.3 | 312,729 | 369,602 |

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

② 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

| 区 分 | | 岡 山 市 | 岡 山 県 | 国 |
|------------------|-------|-----------|-----------|------------------------------|
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 183,100 円 | 191,000 円 | 総合職181,200 円 一般職178,200 円 |
| | 高 校 卒 | 148,800 円 | 154,100 円 | 146,100 円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | 145,700 円 | — | 143,500 円 |
| 医 療 職 (看護保健職) | 短大3卒 | 190,000 円 | — | 195,900 円 |
| | 短大2卒 | 181,700 円 | — | 187,600 円 |
| 教 育 職 (幼稚園教諭) | 大 学 卒 | 192,800 円 | 212,900 円 | — |
| | 短大卒 | 164,400 円 | 185,700 円 | — |

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成28年4月1日現在)

| 区 分 | | 経験年数10年 | 経験年数20年 | 経験年数25年 | 経験年数30年 |
|------------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 260,120 円 | 353,888 円 | 386,717 円 | 412,692 円 |
| | 高 校 卒 | 214,400 円 | 318,275 円 | 344,967 円 | 376,971 円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | 212,400 円 | 290,871 円 | 315,568 円 | 347,846 円 |
| 医 療 職 (看護保健職) | 短大3卒 | 248,800 円 | 319,300 円 | 362,700 円 | 378,500 円 |
| | 短大2卒 | 244,800 円 | 313,900 円 | 357,300 円 | 377,500 円 |
| 教 育 職 (幼稚園教諭) | 大 学 卒 | 264,100 円 | 345,800 円 | 368,800 円 | 384,300 円 |
| | 短大卒 | 235,900 円 | 325,800 円 | 356,300 円 | 375,700 円 |

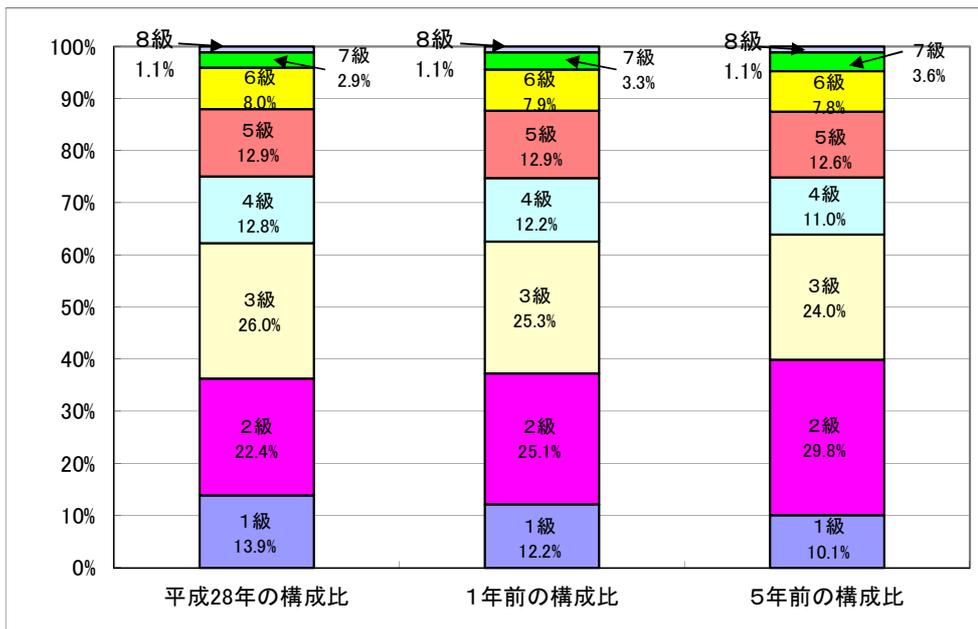
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1号給の給料月額 | 最高号給の給料月額 |
|-----|----------|-------|-------|-----------|-----------|
| 1 級 | 主事 | 360 人 | 13.9% | 138,500 円 | 287,600 円 |
| 2 級 | 主任 | 579 人 | 22.4% | 223,900 円 | 373,800 円 |
| 3 級 | 副主査 | 672 人 | 26.0% | 259,700 円 | 400,500 円 |
| 4 級 | 係長 | 330 人 | 12.8% | 284,800 円 | 406,600 円 |
| 5 級 | 課長補佐 | 334 人 | 12.9% | 313,000 円 | 417,000 円 |
| 6 級 | 課長 | 208 人 | 8.0% | 356,000 円 | 441,800 円 |
| 7 級 | 審議監 | 76 人 | 2.9% | 401,400 円 | 462,700 円 |
| 8 級 | 局長 | 28 人 | 1.1% | 452,800 円 | 531,900 円 |

(注) 1 岡山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成23年に9級制から8級制に変更している。

② 昇給への勤務成績の反映状況

| 平成28年4月2日から平成29年4月1日までににおける運用 | 岡山市 | | 国 | |
|-------------------------------|------|------|--------|------|
| | 管理職員 | 一般職員 | 特定管理職員 | 一般職員 |
| イ 人事評価を実施した | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 標準に加え、上位及び下位の区分も適用 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 標準に加え、上位の区分も適用 | | | | |
| 標準に加え、下位の区分も適用 | | | | |
| 標準の区分のみ適用 | | | | |
| ロ 人事評価を実施していない | | | | |

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

| 岡山市 | 岡山県 | 国 |
|---|--|---|
| 1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,554 千円 | 1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,681 千円 | - |
| (平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分 | (平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.5)月分 (0.75)月分 | (平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25% |

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

| 平成28年4月2日から平成29年4月1日までの運用 | 岡山市 | | 国 | |
|---------------------------|------|------|--------|------|
| | 管理職員 | 一般職員 | 特定管理職員 | 一般職員 |
| イ 人事評価を実施した | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 標準に加え、上位及び下位の区分も適用 | ○ | | ○ | ○ |
| 標準に加え、上位の区分も適用 | | | | |
| 標準に加え、下位の区分も適用 | | | | |
| 標準の区分のみ適用 | | ○ | | |
| ロ 人事評価を実施していない | | | | |

② 退職手当(平成28年4月1日現在)

| 区分 | 支給割合 | | | |
|------------|-------------------------|-------------|-------------------------|-------------|
| | 岡山市 | | 国 | |
| | 自己都合 | 応募認定・定年 | 自己都合 | 応募認定・定年 |
| 勤続20年 | 20.445 月分 | 25.55625 月分 | 20.445 月分 | 25.55625 月分 |
| 勤続25年 | 29.145 月分 | 34.5825 月分 | 29.145 月分 | 34.5825 月分 |
| 勤続35年 | 41.325 月分 | 49.59 月分 | 41.325 月分 | 49.59 月分 |
| 最高限度額 | 49.59 月分 | 49.59 月分 | 49.59 月分 | 49.59 月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職措置 (2%～45%加算) | | 定年前早期退職措置 (2%～45%加算) | |
| 1人当たり平均支給額 | 19,751 千円 (27年度) | | - | |

③ 地域手当(平成28年4月1日現在)

| 支給実績(平成27年度決算) | | 616,887 千円 | |
|---------------------------------|------|--------------------|-----------|
| 職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算) | | 131 千円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 国の制度(支給率) |
| 東京事務所に勤務する職員 | 20 % | 5 人 | 20 % |
| 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 | 16 % | 6 人 | 16 % |
| 岡山市 | 3 % | 5,097 人 | 3 % |
| 地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数) | | 102.0 % 102.0 % | |

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地手当支給率)により算出。)

④ 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

| | | | |
|---------------------------|--|--|------------------|
| 支給実績(平成27年度決算) | 206,172 千円 | | |
| 職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算) | 44 千円 | | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度) | 24.9 % | | |
| 手当の種類(手当数) | 20 | | |
| 手当 | 手当の支給を受ける者の範囲 | 手当の額 | 支給実績 (27年度決算) |
| 賦課徴収等業務手当 | 1 市税その他徴収金の滞納整理の事務又は固定資産評価の事務に従事した職員 | 1日 360円 | 8,311 千円 |
| | 2 市税その他徴収金の滞納による財産差押え又は差押物件の搬出に従事した職員 | 調書1件 210円 | 1,857 千円 |
| 防疫等作業手当 | 1 保健所に勤務する職員で感染症の防疫に従事した職員 | 1件 290円 | 0 千円 |
| | 2 保健所に勤務する職員で狂犬病予防法の規定に基づく狂犬病予防員としての業務又は同法の規定に基づく犬の捕獲, 処分等の作業に従事した職員 | 1日 830円 | 730 千円 |
| | 3 感染症の検査に直接従事した職員 | 1日 320円 | 30 千円 |
| 精神保健等業務手当 | 1 保健所に勤務する職員で精神保健業務に従事した職員 | 1日 290円 | 5 千円 |
| | 2 保健所に勤務する保健師で保健所外で結核患者又は精神病患者の保健指導業務に従事した保健師 | 1日 290円 | 48 千円 |
| | 3 精神保健福祉センターに勤務する職員で相談又は指導の業務に直接従事した職員 | 1日 450円 ただし, 特に専門的な知識を必要とすると市長が認める業務に従事した場合は, 1日につき900円 | 83 千円 |
| 有害物取扱手当 | 1 保健所に勤務する職員で有害物(毒物, 劇物等)を取り扱う業務に従事した職員 | 1日 290円 | 66 千円 |
| | 2 薬剤を使用してそ族昆虫駆除に直接従事した職員 | 1日 250円 | 6 千円 |
| 食肉衛生検査手当 | 食肉衛生検査所に勤務する職員で獣畜の検査又はその指導に従事した職員 | 1日 1,330円 | 2,970 千円 |
| 火葬業務手当 | 火葬場に勤務する職員 | 死体1体につき 100円 ただし, 死胎若しくは身体の一部又は犬猫の場合は, 1件につき 50円 | 4,243 千円 |
| 社会福祉等業務手当 | 1 福祉事務所に勤務する職員で社会福祉法の規定に基づく援護, 育成又は更生に関する相談業務等に直接従事した職員 | 1日 430円 | 20,158 千円 |
| | 2 児童相談所又は身体障害者更生相談所に勤務する職員で相談又は指導の業務に直接従事した職員 | 1日 560円 | 3,260 千円 |
| | 3 養護老人ホームに勤務する職員で身体不自由入所者の汚物処理に従事した職員 | 1日 290円 | 393 千円 |

| | | | |
|------------|---|--|--------------|
| 死体処理手当 | 1 死体の収容等に従事した消防職員 | 1回 1,000円ただし、心身に著しい負担を与えると市長が認める作業に従事した場合は、100分の100に相当する額を加算した額とする。 | 2,382 千円 |
| | 2 検死に従事した職員又は養護老人ホームに勤務する職員で死体処理に従事した職員 | 1回 1,600円ただし、心身に著しい負担を与えると市長が認める作業に従事した場合は、100分の100に相当する額を加算した額とする。 | 10 千円 |
| 用地交渉手当 | 公共用地取得の業務又は移転補償の業務に伴う交渉に従事した職員 | 1日 230円 | 0 千円 |
| 違反建築物等取締手当 | 違反建築物の現地での取締業務又は市営住宅の不正使用若しくは不法占有の現地での取締業務に従事した職員 | 1回 260円 | 26 千円 |
| 危険作業手当 | 交通を遮断することなく、道路補修、橋りょう若しくは悪水路の修繕工事に従事した職員又は山間等の劣悪な環境条件のもとで測量に従事した職員 | 1日 260円 | 11 千円 |
| 高所等作業手当 | 1 1時間以上にわたり地上10メートル以上の足場の不安な箇所で行う高層建築物の工事現場監督又は1時間以上にわたり地表下4メートル以上の深所で行う工事現場監督に従事した職員 | 1日 260円 | 0 千円 |
| | 2 1時間以上にわたり10メートル以上のはしご車等足場の不安な箇所で訓練又は消防活動に従事した消防職員 | 1日 410円 | 4 千円 |
| 環境事業作業手当 | 1 公害の立入検査若しくは調査又は衛生検査において取水等に直接従事した職員 | 1日 230円 | 0 千円 |
| | 2 し尿処理施設、ごみ処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の立入検査又はこれらの施設に立ち入って行う指導の業務に従事した環境衛生指導員 | 1日 230円 | 0 千円 |
| | 3 へい死した野犬猫等の死体処理に従事した職員 | 1件 300円 | 835 千円 |
| | 4 公園管理業務又は道路維持業務に従事する職員で直接清掃作業に従事した職員 | 1日 680円 | 3,193 千円 |
| | 5 清掃業務に従事する職員で地下排水路の清掃作業又は焼却炉、灰溜濠、じんかい濠、集じん機等(以下この項において「焼却炉等」という。)の内部の清掃若しくは修理作業に従事した職員 | 1時間 470円ただし、高さ1.5メートル以内の地下排水路の清掃作業又は焼却炉等の内部の清掃若しくは修理作業に従事した場合は、1時間につき580円 | 223 千円 |
| | 6 清掃業務に従事する職員で下水若しくは道路の清掃又はごみの収集、焼却若しくは埋立作業に直接従事した職員 | 1日 700円ただし、4時間を超えて勤務した場合は、その額にその100分の150に相当する額を加算した額とし、深夜の全部を勤務した場合は、勤務1回につき1,100円を加算する。 | 91,957 千円 |

| | | | |
|----------|---|--|--------------------------|
| | 7 清掃業務に従事する職員でし尿の処理に直接従事した職員 | 1日 780円 ただし、4時間を超えて勤務した場合は、その額にその100分の150に相当する額を加算した額とする。 | 7,519 千円 |
| | 8 下水道業務に従事する職員で下水道施設の修理又は清掃作業に従事した職員 | 1時間 440円 | 4 千円 |
| | 9 下水道業務に従事する職員で下水道施設の汚水の処理又は下水道施設の検査、調査若しくは認定に従事した職員 | 1日 560円 | 0 千円 |
| | 10 浄化センターに勤務する職員で直接現場作業に従事した職員 | 1日 750円 | 129 千円 |
| 消防緊急業務手当 | 1 救急業務(救急救命士の業務を除く。)に従事した消防職員又は火災現場等に出動し、現場作業に従事した消防職員 | 1回 300円 ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間において従事した場合は、100分の50に相当する額を加算した額とする。 | 19,467 千円 |
| | 2 救急救命士の業務に従事した消防職員 | 1回 500円 ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間において従事した場合は、100分の50に相当する額を加算した額とする。 | 16,918 千円 |
| 潜水業務手当 | 潜水器具を着用して、潜水訓練又は潜水作業に従事した消防職員 | 1回 410円 | 136 千円 |
| 夜間通信業務手当 | 夜間通信業務に従事した消防職員 | その勤務時間が深夜の全部を含む勤務 勤務1回 1,100円 | 0 千円 |
| | | その勤務時間が深夜の一部を含む勤務(深夜における勤務時間が2時間以上の場合に限る。) | 勤務1回 730円 1,384 千円 |
| | | その勤務時間が深夜の一部を含む勤務(深夜における勤務時間が2時間未満の場合に限る。) | 勤務1回 410円 5,611 千円 |
| 消防機械運転手当 | 緊急車両の運転を命ぜられた消防職員 | 1日 210円 | 4,353 千円 |
| 航空手当 | 1 ヘリコプターの操縦業務に従事した消防職員 | 1日 4,200円 | 1,159 千円 |
| | 2 ヘリコプターの整備業務に従事した消防職員 | 1日 2,200円 | 735 千円 |
| | 3 ヘリコプターの搭乗業務に従事した航空隊員 | 搭乗時間1時間につき1,200円 ただし、空中機外活動に従事した場合は、1時間につき 1,800円 | 2,087 千円 |
| 衛生管理者等手当 | 衛生管理者、自動車整備管理者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、危険物取扱者、一般廃棄物処理施設技術管理者又は乾燥設備作業主任者 | 1月 340円 | 262 千円 |
| 災害応急作業手当 | 1 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生が予測される場合において行う現場の巡回監視の作業に従事した職員 | 1日 530円 ただし、午後6時から翌日の午前6時までの間において従事した場合は、100分の50に相当する額を加算した額とする。 | 9 千円 |
| | 2 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生が予測される場合において行う現場の応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業に従事した職員 | 1日 770円 ただし、午後6時から翌日の午前6時までの間において従事した場合は、100分の50に相当する額を加算した額とする。 | 107 千円 |

⑤ 時間外勤務手当

| | |
|-------------------------|---------------|
| 支給実績（平成27年度決算） | 14,230,941 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算） | 346 千円 |
| 支給実績（平成26年度決算） | 1,396,281 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算） | 333 千円 |

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度(26年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当(平成28年4月1日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容(国の制度) | 支給実績(平成27年度決算) | 職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算) |
|------------|--|----------|--------------------------------------|----------------|-------------------------|
| 扶養手当 | 配偶者、子どもなどの区分により扶養親族一人につき6,500円～13,000円 | 同じ | — | 535,999 千円 | 114 千円 |
| 住居手当 | 借家の区分により上限27,000円まで支給 | 同じ | — | 313,652 千円 | 66 千円 |
| 通勤手当 | 交通機関利用者は6月定期券相当額(最高55,000円×6月)による一括支給。 自動車などの使用者は距離区分により 3,800円～26,400円。 | 異なる | 交通用具(自動車など)使用者の支給最高限度額が31,600円 | 466,396 千円 | 99 千円 |
| 単身赴任手当 | 公署を異にする異動等に伴い、住居を転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額 23,000円～68,000円 | 同じ | — | 8,082 千円 | 2 千円 |
| 休日勤務手当 | 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、現に勤務した職員に支給。 支給割合 135/100 | 同じ | — | 315,125 千円 | 67 千円 |
| 宿日直手当 | 宿日直勤務を命ぜられ、現に勤務した職員に支給 職種等により2,700円～21,000円 | 異なる | 対象職種等 | 6,941 千円 | 1 千円 |
| 管理職手当 | 管理職員に対し支給。 職種等により52,400円～130,500円 | 異なる | 対象職員は本省庁の課長補佐以上。支給額 46,300円～130,300円 | 604,781 千円 | 128 千円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給。 1回につき8,000円～12,000円 | 異なる | 支給額 1回 6,000円～12,000円 | 11,862 千円 | 3 千円 |

(5) 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

| 区 分 | | 給 料 | 月 額 | 等 |
|---------------------------------|---------------------|---------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 給 料 | 市長 | 1,160,000円 | (参考)類似団体における最高/最低額 | |
| | 副市長 | 920,000円 | 1,599,000 円 / 440,000 円 | 1,285,000 円 / 886,800 円 |
| 報 酬 | 議 長 | 850,000円 | 1,179,000 円 / 779,000 円 | |
| | 副 議 長 | 770,000円 | 1,061,000 円 / 703,000 円 | |
| | 議 員 | 710,000円 | 953,000 円 / 648,000 円 | |
| 期 末 ・ 勤 勉 手 当 | 市長 副市長 | (平成27年度支給割合) 期末手当 4.20 月分 | | |
| | 議 長 副 議 長 議 員 | (平成27年度支給割合) 期末手当 4.20 月分 | | |
| 退 職 手 当 | 市 長 | (算定方式) | (1期の手当額) | (支給時期) |
| | 副 市 長 | 116万円×在職月数×0.55 | 3,062万円 | (任期ごと) |
| | | 92万円×在職月数×0.30 | 1,325万円 | (任期ごと) |

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

一般的な職員の勤務時間の状況

| 週の正規の勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 |
|-----------|------|-------|-------------|
| 38時間45分 | 8:30 | 17:15 | 12:00~13:00 |

(2) 年次休暇の取得状況（対象期間：平成28年1月1日～平成28年12月31日）

| | |
|--------|-------|
| 平均使用日数 | 11.7日 |
|--------|-------|

※ 平成28年1月1日から平成28年12月31日までの全期間を在職した職員（非現業の一般職に属する職員のうち、市長事務部局に勤務する職員）で、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものの平均使用日数。

(3) 育児休業等の取得状況（平成28年度）

| 種類 | 取得者数(人) | | 計(人) |
|---------|---------|-----|------|
| | 男 | 女 | |
| 育児休業 | 2 | 88 | 90 |
| | 2 | 141 | 143 |
| 部分休業 | 0 | 33 | 33 |
| | 1 | 39 | 40 |
| 育児短時間勤務 | 0 | 2 | 2 |
| | 0 | 4 | 4 |

※ 取得者数上段は当該年度において、新たに育児休業等を取得した職員数、下段は前年度から引き続いて育児休業等を取得した職員数。

(4) 介護休暇の取得状況（平成28年度）

| 種類 | 取得者数(人) | | 計(人) |
|------|---------|---|------|
| | 男 | 女 | |
| 介護休暇 | 0 | 2 | 2 |

※ 取得者数は当該年度において、介護休暇を取得した延べ職員数。

5 職員の休業の状況

(1) 休業等の取得状況（平成28年度）

| 種 類 | 取得者数(人) | | 計(人) |
|---------------|---------|-----|------|
| | 男 | 女 | |
| 育 児 休 業 | 2 | 88 | 90 |
| | 2 | 141 | 143 |
| 自 己 啓 発 等 休 業 | 0 | 0 | 0 |
| | 0 | 0 | 0 |
| 配 偶 者 同 行 休 業 | 0 | 2 | 2 |
| | 0 | 0 | 0 |

※ 取得者数上段は当該年度において、新たに休業を取得した職員数、下段は前年度から引き続いて休業を取得した職員数。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成28年度）

| 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 合計 | 失職 |
|----|----|-----|----|-----|----|
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 0 | 0 | 179 | 0 | 179 | 0 |

※ 人数は当該年度における実人員数。

(2) 懲戒処分の状況（平成28年度）

| 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|----|----|----|----|----|
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 2 | 1 | 2 | 1 | 6 |

※ 人数は当該年度における実人員数。

7 職員のサービスの状況

平成28年度においては、次に掲げる通達等により、職員の服務規律の確保に努めた。

| 通達等の時期 | 内 容 |
|-------------|-----------------------------------|
| 平成28年6月6日 | 参議院議員通常選挙における職員の服務規律の確保について(依命通達) |
| 平成28年7月15日 | 綱紀の厳正等について(依命通達) |
| 平成28年12月13日 | 綱紀の保持等について(通達) |
| 平成29年3月24日 | 職員の服務規律の確保等について(通知) |
| 平成29年3月30日 | 綱紀の厳正等について(依命通達) |

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）により、営利企業等に再就職した元職員による現職職員に対する働きかけが規制されることに伴い、規制する元職員の範囲と再就職情報の収集・公表のルールを定める条例（岡山市職員の退職管理に関する条例）等を制定し、退職管理の適正の確保に取り組んでいる。

現職職員に関しては、営利企業等に再就職した元職員から働きかけを受けた職員に対する人事委員会への届出義務や、働きかけに応じて不正な行為をした職員に対する罰則等が地方公務員法に定められている。

9 職員の研修の状況

平成 28 年度の職員研修実施結果につきましては、人事課人材育成室ホームページの研修概要をご参照ください。

<http://www.city.okayama.jp/soumu/kenshuusho/index.html>

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業（平成28年度）

職員の健康の保持増進を図るとともに、職場の安全を確保するため、「労働安全衛生法」をはじめとする法令等に基づき、安全衛生管理体制の整備や健康診断などを実施している。

① 健康診断の実施

全職員を対象に定期健康診断を実施するとともに、深夜業務や清掃業務等の特定業務従事者を対象に各種健康診断を実施している。

ア 一般健康診断（法定健康診断）

- 雇入時健康診断 238人
- 定期健康診断 5,486人
- 特定業務従事者健康診断 150人

イ 特殊健康診断（法定健康診断）

- 有機溶剤健康診断 37人
- 特定化学物質健康診断 2人

ウ 行政指導による健康診断

- VDT作業従事者健康診断 50人
- トキソプラズマ検診 23人

エ その他の検診

- 胃がん検診 239人
- 大腸がん検診 312人
- 子宮がん検診 581人
- 乳がん検診 672人
- 歯科検診 467人
- ストレスチェック 5,794人

オ 予防接種

- クオンティフェロン検査 12人
- 破傷風トキソイドワクチン接種 136人
- B型肝炎検査 14人

② 講習会の開催

健康管理に関する知識を深めるために講習会を実施している。

- ストレスチェック職場結果説明会 156人
- ストレスチェック職場分析結果活用研修会 10人

(2) 福利厚生事業（平成28年度）

職員の年金・健康保険制度等については、地方公務員等共済組合法の適用を受けており、これらの事業は岡山県市町村職員共済組合が行っている。その他の福利厚生事業については、本市の条例により設置している岡山市職員厚友会が各種共済給付事業等を行っている。

① 岡山県市町村職員共済組合について

事業内容

● 長期給付事業

組合員が永年勤続して退職したときや在職中の病気やけががもとで心身に故障が生じたとき、あるいは不幸にして死亡したときに年金等が支給される。

(退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金など)

● 短期給付事業

組合員とその家族（被扶養者）の病気やけが、出産、死亡、休業、災害などに対して、その費用の一部が支給される。

(療養の給付、育児休業手当金、介護休業手当金など)

● 福祉事業

住宅取得などのために必要な資金の貸付、共済貯金及び宿泊施設の運営などを行う。

(保健事業、貯金事業、宿泊事業、貸付事業)

② 岡山市職員厚友会について

ア 平成28年度補助金決算額

55,695,985円

イ 負担率（給料月額に対する割合）

会費（職員）：補助金（市）

平成28年度 5/1000 : 2.5/1000

ウ 平成28年度末会員数 5,858人

エ 事業内容

| | |
|------------|--|
| 給付事業 | ・ 出産祝金、婚姻祝金、入学祝金等 |
| レクリエーション事業 | ・ スポーツ大会等の実施 |
| 補助事業 | ・ 指定宿泊施設の利用助成等 |
| サークル補助事業 | ・ 一定規模で活動しているサークルに対し助成 |
| 奨学金 | ・ 学校教育法に基づく高等学校以上の学校に夜間通学し、または通信教育を受ける職員への助成 |
| 人間ドック | ・ 人間ドックを受診する場合の助成 |

(3) セクハラ・パワハラ等の対応状況（平成28年度）

・セクハラ・パワハラ等相談の実施

庁内におけるセクハラ・パワハラ等の一掃を図るため、全職員を対象に相談を実施し、実態把握に努めている。

| 相談件数(件) |
|---------|
| 132 |

(4) 公務災害等の認定状況（平成28年度）

| 公務災害(件) | 通勤災害(件) | 合計(件) |
|---------|---------|-------|
| (0) | (0) | (0) |
| 55 | 9 | 64 |

※（ ）は、公務、通勤災害非該当件数の再掲

Ⅱ 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用

① 採用試験

職員の採用については、地方公務員法第17条の2第1項の規定により、原則として競争試験によらなければならないとされており、その実施等に関しては、岡山市職員の任用に関する規則において規定している。また、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第2条において、試験に関する事務の一部を任命権者に委任することができるとしている。

平成28年度に実施した採用試験は次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの

| 試験名及び試験区分 | | 採用予定 人員(人) | 申込者数 (人) | 受験者数 (人) | 合格者数 (人) | 競争率 (倍) |
|----------------------------------|-------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 大学 卒業 程度 | 事務一般枠 | 49人程度 | 349 | 260 | 49 | 5.3 |
| | 事務特別枠 | 13人程度 | 200 | 166 | 15 | 11.1 |
| | 社会福祉 | 3人程度 | 35 | 29 | 4 | 7.3 |
| | 土木 | 15人程度 | 36 | 30 | 14 | 2.1 |
| | 造園 | 2人程度 | 2 | 2 | 1 | 2.0 |
| | 建築 | 4人程度 | 18 | 11 | 4 | 2.8 |
| | 機械 | 2人程度 | 14 | 12 | 2 | 6.0 |
| | 電気 | 3人程度 | 19 | 14 | 2 | 7.0 |
| | 化学 | 1人程度 | 14 | 10 | 1 | 10.0 |
| | 計 | 92人程度 | 687 | 534 | 92 | 5.8 |
| 民間 職 務 経 験 者 等 | システム | 1人程度 | 16 | 14 | 1 | 14.0 |
| | 社会福祉 | 2人程度 | 27 | 26 | 2 | 13.0 |
| | 土木 | 2人程度 | 13 | 12 | 3 | 4.0 |
| | 建築 | 1人程度 | 3 | 3 | 1 | 3.0 |
| | 電気 | 1人程度 | 3 | 3 | 1 | 3.0 |
| | 計 | 7人程度 | 62 | 58 | 8 | 7.3 |
| 短大・ 高校 卒業 程度 | 事務 | 5人程度 | 82 | 67 | 5 | 13.4 |
| | 土木 | 2人程度 | 7 | 6 | 1 | 6.0 |
| | 建築 | 1人程度 | 3 | 3 | 2 | 1.5 |
| | 機械 | 1人程度 | 2 | 1 | 1 | 1.0 |
| | 電気 | 1人程度 | 3 | 3 | 0 | - |
| | 計 | 10人程度 | 97 | 80 | 9 | 8.9 |

| 試験名及び試験区分 | | 採用予定 人員(人) | 申込者数 (人) | 受験者数 (人) | 合格者数 (人) | 競争率 (倍) |
|-------------------|---------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 学校 事務 | 学校事務A | 5人程度 | 129 | 101 | 5 | 20.2 |
| | 学校事務B | 1人程度 | 5 | 5 | 0 | - |
| | 計 | 6人程度 | 134 | 106 | 5 | 21.2 |
| 免資 格 許 職 | 精神保健福祉士 | 若干名 | 8 | 8 | 1 | 8.0 |
| | 薬剤師 | 若干名 | 5 | 5 | 2 | 2.5 |
| | 保健師 | 11人程度 | 28 | 24 | 13 | 1.8 |
| 任 期 付 | 事務A | 5人程度 | 39 | 37 | 6 | 6.2 |
| | 事務B | 6人程度 | 63 | 57 | 7 | 8.1 |

イ 任命権者に事務の一部を委任して実施したもの

| 試験名及び試験区分 | | 採用予定 人員(人) | 申込者数 (人) | 受験者数 (人) | 合格者数 (人) | 競争率 (倍) |
|-------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 消 防 士 | 大学卒業程度 | 28人程度 | 155 | 135 | 28 | 4.8 |
| | 短大・高校 卒業程度 | 5人程度 | 82 | 78 | 5 | 15.6 |

(消防局で一部実施)

② 採用選考

職員の採用に関し、岡山市職員の任用に関する規則第13条において定める職については、選考によることができるとしている。

また、一部の採用選考については、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条において、任命権者に委任している。

平成28年度に実施した採用選考は次のとおりである。

ア 人事委員会が実施したもの（公募選考によるもの）

| 職（職種）名 | 採用予定 人員(人) | 申込者数 (人) | 受験者数 (人) | 合格者数 (人) | 競争率 (倍) |
|--------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 獣医師 | 若干名 | 2 | 2 | 1 | 2.0 |

イ 人事委員会が実施したもの（公募選考によらないもの）

| 職名（選考候補者数, 選考合格者数） |
|--------------------|
| なし |

ウ 委任を受けた任命権者が実施したもの（公募選考によるもの）

| 職（職種）名 | 採用予定 人員(人) | 申込者数 (人) | 受験者数 (人) | 合格者数 (人) | 競争率 (倍) |
|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 保育幼児教育※1 | 45人程度 | 206 | 192 | 45 | 4.3 |
| 身体障害者(事務)※2 | 3人程度 | 10 | 10 | 3 | 3.3 |
| 身体障害者(学校事務)※3 | 若干名 | 6 | 6 | 2 | 3.0 |
| 回転翼航空機操縦士※4 | 1人 | 2 | 2 | 1 | 2.0 |
| 環境整備員等※2 | 3人程度 | 63 | 59 | 3 | 19.7 |
| 給食調理員※2 | 7人程度 | 49 | 48 | 7 | 6.9 |
| 用務員※2 | 1人程度 | 24 | 19 | 1 | 19.0 |
| 任期付（保育士）※2 | 25人程度 | 69 | 68 | 33 | 2.1 |

※1 総務局人事課・教育委員会事務局学事課で実施

※2 総務局人事課で実施

※3 教育委員会事務局学事課で実施

※4 消防局消防企画総務課で実施

エ 委任を受けた任命権者が実施したもの（公募選考によらないもの）

| 職名（選考候補者数, 選考合格者数） |
|--|
| 統括審議監 (2, 2)、審議監 (1, 1)、課長 (1, 1)、課長補佐 (2, 2)、副主査 (2, 2)、教育次長 (1, 1) |
| 育休代替任期付職員事務 (1, 1) ・心理判定員 (1, 1) ・保健師 (3, 3) |

(2) 昇任

職員の昇任については、地公法第21条の3の規定により、原則として任命権者が受験成績、人物評価その他の能力の実証に基づいて行うものとされているが、人事委員会規則で定める職に昇任させる場合は、当該職について昇任のための競争試験（以下「昇任試験」という。）又は選考によることとなっており、昇任試験を実施する職については、岡山市職員の任用に関する規則において規定している。また、岡山市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第2条において、試験に関する事務の一部を任命権者に委任することができるとしている。

平成28年度に実施した昇任試験は次のとおりである。

ア 任命権者に事務の一部を委任して実施したもの

| 試験区分 | 昇任予定 人員(人) | 申込者数 (人) | 受験者数 (人) | 合格者数 (人) | 競争率 (倍) |
|------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 消防士 | 消防司令 | 8 | 30 | 30 | 3.8 |
| | 消防司令補 | 12 | 89 | 89 | 9.9 |
| | 消防士長 | 25 | 121 | 121 | 6.1 |

(消防局で一部実施)

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、地公法の規定に基づき、議会及び市長に対し、平成 28 年 9 月 27 日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は次のとおりである。

〔職員の給与等に関する報告及び勧告の概要〕

平成 28 年 9 月 27 日

本年の給与勧告のポイント

- 1 月例給は、職員給与が民間給与を 195 円 (0.05%) 下回っているが、この較差が極めて小さく、おおむね均衡していることから、改定なし
- 2 特別給 (期末手当・勤勉手当) の 0.10 月分引上げ (現行 4.20 月分→4.30 月分)

1 勧告の意義

人事委員会による勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて地域の民間給与水準との均衡を図ることが基本

2 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

| 民間給与(A) | 職員給与(B) | 公民給与の較差 (A)-(B) [[(A)-(B)] / (B)×100] |
|-----------|-----------|--|
| 399,267 円 | 399,072 円 | 195 円 (0.05%) |

(職員の平均年齢 45.2 歳)

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内 327 の民間事業所から 124 事業所を無作為抽出し、本年 4 月分の給与等を実地調査 (調査完了率 86.3%)

職員と民間における 4 月分給与を対比させ、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層の同じ者同士を比較

(2) 特別給

| 民間の支給割合 | 職員の支給月数 |
|---------|---------|
| 4.30 月分 | 4.20 月分 |

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の民間の支給実績 (支給割合) と職員の支給月数を比較

3 本年の給与改定

(1) 月例給

本年の公民給与較差が極めて小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることから、改定を行わないことが適当

医療職給料表(1)及び初任給調整手当については、国との均衡を考慮した改定を行うことが適当

(2) 特別給

民間の支給割合と職員の支給月数との均衡を図るため、0.10 月分引上げ (4.20 月分→4.30 月分)

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当へ配分

| | | 6月期 | 12月期 |
|------------|------|---------------|-----------------|
| 28年度 | 期末手当 | 1.225 月（支給済み） | 1.375 月（改定なし） |
| | 勤勉手当 | 0.8 月（支給済み） | 0.9 月（現行 0.8 月） |
| 29年度 以降 | 期末手当 | 1.225 月 | 1.375 月 |
| | 勤勉手当 | 0.85 月 | 0.85 月 |

(3) 改定の実施時期

月例給：平成 28 年 4 月 1 日

特別給：改正条例の公布の日

4 その他給与に関する諸課題

(1) 高齢層職員の給与制度のあり方

昇給・昇格制度については、他都市の動向も注視しつつ、本市の実態や総合的見直しの実施状況を踏まえ、引き続き検討していく必要

(2) その他諸手当

扶養手当については、引き続き、国、他都市、民間企業の動向等を注視し、検討交通用具使用者に係る通勤手当について、他都市や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏まえた検討が必要

(3) 県費負担教職員の給与負担等

県費負担教職員の給与負担等の移譲については、各関係部局において、勤務条件の整備等、円滑な移譲に向けて準備を進めていく必要

5 人事管理に関する諸課題

(1) 人材の確保・育成

広報活動の充実に努めるなど、引き続き、多様で有為な人材確保に向けた取組の推進が必要

個々の職員の能力及び組織力の向上を図るため、人事管理と職員研修が有機的かつ効果的に連携していくことが必要

地方公務員法改正の趣旨を踏まえ、本市の人事評価制度がより適切なものとなるよう改善していくことが必要

全体の奉仕者として高い倫理観と強い使命感を保ちながら、いかなる不祥事も起こさないという意識を持ち、公務に全力を尽くすことが必要

(2) 女性職員の登用

女性職員のキャリア形成支援や意欲向上、ワーク・ライフ・バランスの推進などの継続的な取組が重要。性別、職種にとらわれない能力・実績評価に基づく任用を基本に、長期的な視点に立って、総合的に推進していくことが必要

(3) 仕事と家庭の両立支援

引き続き、ワーク・ライフ・バランス実現等に向けて、仕事と家事・子育て・介護などが両立できる職場環境の整備に努め、効率的・効果的な業務執行のための働き方改革を積極的に推進していくことが必要

本年の人事院勧告において、民間労働法制の改正内容に即して、介護休暇の分割、介護時間の 신설、育児休業等に係る子の範囲の拡大などについての申出及び勧告等がなされたところであるが、本市においても、関係法令等の改正や国、他都市の状況等を踏まえ、所要の措置について検討する必要

(4) 時間外勤務の縮減

過重労働職員に対する適切な対策を講じつつ、時間外勤務、総実勤務時間の縮減に向けた取組を引き続き推進していくことが必要

管理職員においては、職場全体の適切なマネジメントに努めることが重要。職員にお

いてもコスト意識を高く持ち、計画的な進捗管理や事務効率の向上に努めることが必要

(5) 職員の健康の保持と職場環境の整備

メンタルヘルス対策については、ストレスチェックの活用と、所属長・職場・産業保健スタッフ・人事担当課が連携・協力しながら総合的な対策をより一層推進していくことが重要

ハラスメント対策については、研修やアンケート調査結果の活用等により、ハラスメントは許さないという職場風土を形成していくことが必要

(6) 高齢期の雇用問題

定年退職者の知識や経験、技術を十分に活かしながら、行政ニーズに的確に対応することができるよう、引き続き、再任用制度を適切に運用していくことが必要

(7) 多様な雇用形態の職員

制度本来の趣旨や関係法令等を踏まえたうえで、それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保と良好な職場環境の整備に引き続き努めることが必要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる。(地公法第46条)

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をしなければならないとされている。

平成28年度における勤務条件に関する措置要求の事案はなかった。

4 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、審査請求をすることができる。(地公法第49条の2)

この審査請求を受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないとされている。

なお、平成28年4月1日から不服申立ての手続きが審査請求に一元化された。

平成28年度における不利益処分についての不服申立ての状況は、次のとおりである。

| 事 案 名 | 申立事項 | 申立年月日 | 審理状況 |
|---------------|---------|-----------|-------------|
| 平成28年(不)第1号事案 | 懲戒処分の取消 | H27.12.21 | H28.12.13判定 |